

店頭での新規口座開設等のための本人確認書類ご提示のお願い

新規口座開設等のお取引を行う際、金融機関は「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき、書類によるお客さまご本人の「お名前」「現住所」「生年月日」の確認を義務付けられております。

ご来店の際には、以下の書類(原本)をお持ちいただきますようお願い申し上げます(有効期間内、または発行日から6ヵ月以内のものに限ります)。

いずれか1点で受付可能な本人確認書類(主要なもの)。

A群(顔写真があるものに限ります)	
<ul style="list-style-type: none">➤ 運転免許証➤ 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)➤ 旅券(パスポート)(注1)(注2)➤ マイナンバーカード(個人番号カード)(注3)➤ 在留カード(注2)(注4)➤ 特別永住者証明書➤ 各種福祉手帳(身体障害者手帳など)➤ 官公庁から発行・発給された書類で官公庁が顔写真を貼付したもの(宅地建物取引士証など)	

いずれか2点の組み合わせで受付可能な本人確認書類(主要なもの)。

2点のうち1点は、B群の書類をご用意ください(B群+B群またはB群+C群)。	
B群	C群(注5)
<ul style="list-style-type: none">➤ 顔写真のない在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書➤ 顔写真のない個人番号カード➤ 各種健康保険の資格確認書➤ 後期高齢者医療の資格確認書➤ 介護保険被保険者証➤ 各種年金手帳(国民年金手帳など)➤ 各種福祉手帳(顔写真なし)➤ 母子健康手帳➤ 印鑑登録証明書(当該実印をお取引に使用する場合)	<ul style="list-style-type: none">➤ 住民票の写し(コピーではありません)➤ 住民票の記載事項証明書➤ 戸籍の附票の写し(コピーではありません)➤ 公共料金の領収書(領収印あり)➤ 国税・地方税の領収書(領収印あり)➤ 社会保険料の領収書(領収印あり)➤ 納税証明書(領収印あり)

(注1)所持人記入欄のないもの(令和2年2月4日以降に発行)は、現住所が確認できる、他の本人確認書類をお持ちください。

(注2)在留外国人の方は、在留カードと旅券(パスポート)をお持ちください。

(注3)個人番号(マイナンバー)の「通知カード」および「個人番号通知書」は本人確認書類として使用できません。

(注4)ご申告いただいた在留資格によって、在留期間(満了日)を在留カード等で確認させていただきます。

(注5)お申込時に記入された住所がA・B群の書類に記載された住所と異なる場合は、A・B群の書類1点と、現住所が記載されているC群の書類を1点お持ちください。

